

国立大学法人埼玉大学情報セキュリティ対策基本方針

令和5年10月6日
情報倫理及び情報セキュリティ委員会決定

(目的)

第一条 国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）は、本学の理念を実現するため、本学で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施する。

(方針)

第二条 前条の目的を達するため、本学は情報セキュリティ対策基本規程（以下、「対策基本規程」という。）及びその他の規程等の定めるところにより、以下の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 情報及び情報システムの保護
- (3) 情報システムや情報サービスの管理・運用
- (4) インシデントへの対処
- (5) 利用者への啓発・教育
- (6) (1)～(5)を含む情報セキュリティマネジメントの実施

(義務)

第三条 本学の情報及び本学で扱う情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他の規程等を遵守しなければならない。

(罰則)

第四条 本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、国立大学法人埼玉大学学則及び本学が定める就業規則に則って行うほか、それぞれの規程に定めるところによる。

附 則

- 1 この方針は、令和5年10月6日から施行する。
- 2 国立大学法人埼玉大学情報セキュリティ方針（平成28年1月14日制定）は、廃止する。